

令和6年度 第2回 尼崎市地域包括支援センター運営部会 会議録

1 日 時 令和6年11月21日（木）午後4時～午後6時

2 場 所 尼崎市役所 B1-3 会議室

3 議 題

- (1) センターの運営に関する報告事項
 - ① 令和7年度の人員配置について
 - ② センター受託法人との契約状況について
- (2) 高齢者虐待への対応状況の報告
- (3) 地域ケア会議の実施状況
- (4) 地域包括支援センターの運営評価指標の見直しについて
- (5) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について
 - ① 介護予防支援の指定対象の拡大
 - ② 3職種の常勤換算方法の導入
 - ③ 資格要件の緩和
 - ④ その他（人員確保のための事業費のあり方について）
- (6) その他協議事項

4 出席委員等

- (1) 出席委員 梅谷部会長、朝田副部会長、奥西委員、佐瀬委員、坪田委員、濱崎委員
濱野委員、東根委員、前川委員、丸本委員、丸山委員、森嶋委員、山崎委員
横田委員
- (2) 市 職 員 福祉部長、介護保険事業担当課長、高齢介護課長、南部地域保健課長
北部福祉相談支援課長、重層的支援推進担当課長、包括支援担当課長
事務局職員 6名
- (3) 傍 聴 者 なし

6 議事等

事務局	地域包括支援センター運営部会 開会の挨拶 資料の確認
部会長	そうしましたら、議題に入らせていただきます。 (1) センターの運営に関する報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(1) センターの運営に関する報告事項について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	契約解除についてですが、双方から契約解除を言うのでしょうか、それとも受託している法人から言うのでしょうか。
事務局	契約解除が必要な場合には、6か月以上前に受託法人が申し出るよう定めているため、その意向があるか否かを確認したものです。 この段階で契約解除の意向があれば、次年度以降は契約しないものとしております。 契約不履行となった場合は、行政から契約解除することも可能と認識しております。
委員	今まで、契約解除になったことはあるのでしょうか。
事務局	年度途中の契約解除はありません。 業務不履行による契約解除也没有ありません。 「立花北」地域包括支援センターについては、受託法人から年度末に契約を解除したいとの申出があり、新たな受託法人の選考を行ったものです。
部会長	では、(2) 高齢者虐待への対応状況の報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(2) 高齢者虐待への対応状況の報告について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	虐待防止についてですが、一旦解消したとしても再発する場合があるのか、教えてもらいたいと思います。
事務局	ケースによるところはあり、一概には言えませんが、虐待対応で介入した際に、養護者が改めるケースもあれば、介入後も虐待が継続するケースもあります。
委員	瞬間的に虐待に発展するものもあれば、じわじわと経過的に虐待に発展するものもあるかと思います。様々なケースがある中で、再発防止をどのようにすればよいか相談を受けた際に、どう話をすれば良いのかと思い、お聞きしました。

事務局	高齢者虐待について、示し方も次年度以降に研究したいと思います。 虐待が起こった際、高齢者本人の支援も大事ですが、養護者の支援も大事だと思っており、高齢者本人と養護者、それぞれの意向をアセスメントすることに課題を感じています。それぞれに聞き取りをしながら、必要な支援に繋げていきたいと思っています。
委員	養護者支援は、出来ているようで出来ていないのが正直なところかと思います。 予防的に家族介護者にどう関わるかが難しいと感じています。 相談・通報件数、認定件数が令和 3～5 年度に減少しているのは、なぜかということをも可能な範囲で知っておくことが良いと思います。 啓発をしているのに、件数が減少している原因を分析しておくが良いと思います。 経済的虐待についても、令和 4 年度は割合が 23.3%ですが、令和 5 年度はどうか、変遷が分かると議論がしやすく、経済的虐待に対してどのようにアプローチしていくのかというところまで聞かせてもらえればと思います。 一番気になったのは、参考と書かれている要介護施設従事者等による虐待で、相談・通報件数が多いのに、認定件数が少なく、これは全国的に見ても、落差が大きすぎるため、調査が適切か気になります。 地域包括支援センターの職員が在宅支援していた方が、入所先でひどい扱いを受けていると、地域包括支援センターに相談があって、地域包括支援センターが通報するということがあります。 地域包括支援センターの職員として悩んでいることもあると思うので、そのような吸い上げも含めて、連携を考えてもらいたいと思います。
事務局	養護者による虐待について、国は、毎年通報件数が最多を更新しており、認定件数も高止まりしていると認識しております。 尼崎市の過去 3 年の通報件数が減少傾向であることについてですが、過去 5 年を見ましても、令和元年度は 112 件、令和 2 年度は 70 件、令和 3 年度は 102 件、令和 4 年度は 54 件、令和 5 年度は 56 件と、傾向が掴みづらいところがあります。 国の動向を見ると、尼崎市も高齢者人口が増加する局面に入っていくことからすれば、周知・啓発をしていかなければならないと思っています。 また、経済的虐待の背景については、今後分析していきたいと思います。 要介護施設従事者等の虐待については、人口からすると、尼崎市は通報が多いこと

	から、施設従事者等に対するアンテナが高いものと思われます。 ただし、虐待認定数が少ないため、地域包括支援センターでは、ケアマネジャー交流会等の学びの場で虐待の普及・啓発をしています。ケアマネジャーだけでなく、民生児童委員や施設従業員等、今後対象を拡大していきたいと思っています。
事務局	尼崎市の経済的虐待については、低所得者が多いことが背景にあると思います。 介護保険料の計算をする際も、低所得者が多く、子が経済面で親を頼らざるを得ないことが、この傾向に繋がるのではないかと分析しております。 調査については、養護者による虐待は地域包括支援センターが、要介護施設従事者等による虐待は包括支援担当が対応します。 今回は地域包括支援センター運営部会であることから、養護者による虐待を報告していることにご理解いただきたいと思います。
委員	傾向を分析することが、政策にも繋がると思います。 自治体によっては、要介護施設従事者等の対応を他の部署が行っている場合もあることから、要介護施設従事者等についての発言をしましたが、地域包括支援センターの職員も悩んでいるという事例があることを知ってもらいたいと思います。
部会長	委員からのご指摘がありましたように、養護者による虐待について、通報・相談件数が減少傾向にあるということから、本市においては、民生児童委員等を対象に周知・啓発を行っていくということですが、高齢者虐待だけでなく児童虐待や障害者虐待等、総合的な視点を持つことも大事だと思いますので、その辺りも留意してもらいたいと思います。
委員	虐待者から分離されていない事例の対応の中で、被虐待者が介護保険サービス以外のサービス利用とありますが、具体的にどのようなサービスか教えてください。
事務局	具体的な回答は難しいですが、自費サービスの利用や家族介護者の会等の事業への参加により、介護負担軽減に繋がり、虐待の解消に至ったケースもあります。
部会長	質問の意図としては、介護保険サービス以外のサービスを共有し、その事例を活かすことが効果的であるというものであったと思います。 今後、そのような事例の共有も大事だと思いました。
委員	養護者による虐待について、被虐待者が要介護 2～3 の方が多いですが、何年間養護し、虐待に繋がっているのか教えてください。
事務局	被虐待者の年齢はわかるものの、何年間養護されていたか示す統計はありません。

部会長	介護年数による、虐待発生の可能性についての傾向に関するご指摘だったかと思います。そのようなデータの必要性について、事務局でも検討してもらいたいと思います。
委員	介護者が暴言を受けている場面を目撃したことがあります。介護者が虐待を受けている場合は、どのような対策をするのが良いのでしょうか。
事務局	従事者へのハラスメントの対策については、介護保険法の改正でも、事業所として体制をとるよう位置付けられております。 兵庫県でも啓発のポスターを作っているところですので、今後そのような周知も必要だと思っています。
事務局	先ほどの説明は、事業者としての対応です。 ご質問の中には、そのように暴言を吐く高齢者の方を止めることができないかといった意味も含まれると思いますが、これは非常に難しい問題です。障害や人間関係等、様々な要素があると思います。そのような要素を解消しないことには、止まらないと思います。 また、無理に止めることもできず、その方を尊重する必要もあると思います。 従業員を守るには、担当を変えるなどし、負担軽減する必要があると思います。
委員	地域包括支援センターの職員の立場から、虐待対応で困難に感じていることをこの場で共有させていただきます。 養護者支援に関して2点、本人の支援に関して1点お話いたします。 まず、養護者支援に関して、地域包括支援センターとしては難しさを感じています。 地域保健課や重層的支援推進担当もこの場にいるため、お伝えしたいのですが、養護者には経済面や病気や障害等、生きづらさを抱えている方が多くいますが、それに対して、地域包括支援センターとして出来ることは限られているため、もう少しアウトリーチを行い、具体的な支援に繋げてもらいたいと思います。 もう1点は、養護者の中には、虐待を行っていないと声を荒らげたり、職員個人を名指しで呼び出されることもあり、非常に怖さを感じることもあります。 そのため、虐待認定を行った際は、市から、個人で虐待の判断をしていないため、地域包括支援センターには行かないよう、養護者に強めに言ってもらえるとありがたいと思っています。 本人の支援に関しては、保護する必要があっても、行先を探すのに苦労する場合が

	多いです。 特に、夕方以降や土日は、施設の担当者が不在で受入出来ないことが多いため、例えば、当番制で各施設のいずれかが必ず受け入れてくれる体制があれば良いと感じています。 緊急一時保護の受け入れが出来る施設をいくつか用意してくれていますが、実態としてはいくつかの施設に問い合わせ、ケアマネジャーにも連絡しますので、その辺りの負担を軽減してもらえるとありがたいと感じています。
部会長	実践に根差した、事業・政策に関する提言と思いますが、事務局いかがでしょうか。
事務局	日常業務の対応で、怖い思いをするのは、我々も同様であり、組織で対応するよう心掛けています。 前線で対応するセンター職員が、追い詰められて、精神的負担にならないようにしていく必要があると認識しております。 受け入れ施設の当番制に関しては、現状難しいですが、良い方法があれば考えていきたいと思っています。
事務局	直近においても、養護者による虐待があった場合に、地域包括支援センターや市が悪いと言われ、難しい対応が求められ、時間をかけているケースが何件かあります。 そのようなケースについては、チーム一丸となり、関わっていききたいと思っています。 養護者を行政に引き付けようとしても、その通りにはいかず、養護者が地域包括支援センターへ行き、欲求・要求を爆発させるケースもあり、非常に難しい問題と考えています。 保護先の件については、今後ともできるだけスムーズに対応できることを目指して検討していきたいと思います。
部会長	「チームで」という話がありましたが、必要に応じて弁護士を入れてチームを作ることも大事かと思います。 幅広くチームを捉える必要があると思いました。 では、(3) 地域ケア会議の実施状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(3) 地域ケア会議の実施状況について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	地域ケア個別会議に呼ばれたことがあります。かかりつけ医は必ず呼ばれるもの

	でしょうか。 年に1件程度参加するぐらいで、どの程度かかりつけ医に声がかかっているのか教えてもらいたいと思います。
事務局	毎回かかりつけ医に声を掛けますが、電話でアポイントを取らせてもらい、来てもらうのが難しい場合は、主治医照会という形で意見をもらっております。 認知症サポート医として、助言をもらいたい場合については、サポート医の先生にお声掛けさせていただくこともあります。
委員	お昼の時間帯は、訪問診療や他の会議体出席等で時間が合わないこともあります。 かかりつけ医としてだけでなく、主治医以外の意見が必要な場合も、声掛けしてもらいたいと思います。
委員	地域ケア会議は、誰がどのように対応するかまで検討するものなのでしょうか。
事務局	課題解決型地域ケア会議は、処遇困難な事例を検討しながら、総論として地域課題を模索する中で、社会資源を発掘していく会議体です。 気付き支援型地域ケア会議は、支援の浅い方の自立に向けた支援について、専門職で意見を出し合うというものです。 そして、事例を積み重ねる中で、例えば、地域ケア課題共有会議では、認知症の高齢者がごみ出しに困っているという声が上がったことに着目し、地域ケア代表者会議では、その課題解決に向けて、行政内部で出来ることやインフォーマル資源の活用について議論に発展した事例があります。
事務局	具体的な事例に基づいて話をしていますので、空論ではなく、具体的な支援についても話をして、ケアプランに落とし込むこともあります。
委員	具体的な話を、会議でしているのでしょうか。
事務局	質問は、気付き支援型地域ケア会議に関するものだ認識しています。 ケアプランを作る中で、自立に繋がらない状態があった場合、主任ケアマネジャー、リハビリ専門職やその他様々な専門職が意見交換をした内容が、結果としてケアプランに反映され、高齢者の自立に繋がった事例もあると認識しております。
部会長	それぞれの会議の運用については、会が終わってから事務局に質問いただければと思います。 気付き支援型地域ケア会議の今後の方向性にもあるように、個別ケア会議の機能がわかりづらいため、マニュアルにまとめるということかと思います。

	機能・目的を箇条書きでまとめると、わかりやすくなると思いますので、検討をお願いします。 気付き支援型地域ケア会議のリハビリ職の同行訪問事業が活用されていないということなので、同行訪問事業が必要か否かの検討を、会議の中ですると良いと思いますので、こちらも検討をお願いします。 また、専門職の方々も多忙かと思いますので、オンラインでの地域ケア会議開催について考えても良いかと思いましたが、検討をお願いします。 では、(4) 地域包括支援センターの運営評価指標の見直しについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	(4) 地域包括支援センターの運営評価指標の見直しについて説明。
部会長	市町村による選択の項目は、市町村で項目を入れるか決められるということ、それ以外の項目については、項目を入れなければならないということでしょうか。
事務局	その通りでございます。
部会長	委員の皆様から意見をいただきたいのは、市町村の選択項目と、今後のスケジュール等についてということですが、いかがでしょうか。
委員	このようなことを各センターが取り組むうえでの、マンパワーはどのようになっているのでしょうか。
事務局	センター職員の定数につきましては、市の条例に基づいて定めています。
事務局	地域包括支援センターの業務内容のレベルを上げていくための指標と考えています。 マンパワーにより濃淡がつく点、もしくは、段階的にレベルアップしていく点があるため、状況に合わせた指標を作っていきたいと思います。
委員	人手が足りないと言われていますが、ボランティアをどのように考えているのでしょうか。 ボランティアに対して具体的な支援はないのでしょうか。
事務局	評価チェックシートについては、地域包括支援センターを評価するものです。 ボランティアやチームオレンジについては、それぞれの事業に応じて考えていきますので、この場では回答が難しいと考えております。
部会長	先ほどの話ですが、評価項目は地域包括支援センターの業務に関する項目であり、その中には地域福祉の推進における項目も入っています。ボランティアについては、

	その他の協議事項でご発言お願い出来ればと思います。 その他、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	評価指標の見直しということで、具体的なポイントが3つ挙げられています。簡素化・体系化ということですが、複雑化しているように見えるため、簡素化というポイントを重点に置いて考えるのが良いかと思います。 中長期的な視点に立った目標に応じ、達成状況を定量的に評価することにポイントを絞り、先んじて手を打っているのかを重点的に考えることが大事かと思います。 虐待の話の中でも、被虐待者の半数以上が85歳以上で、高齢者のボリュームゾーンが変わっていくことに加え、高齢者のイメージも変わっていく中で、センターの仕事の対象となる高齢者は、介護度が高く、認知症が進んでいる方が多くなってくるかと思います。 そのような点を見据えた指標にすることを検討してもらえれば良いと思います。
事務局	体系化・簡素化という部分については、各センターの業務負担軽減を委員の皆様とこれまで議論してきており、そのような視点を持ちながら評価指標を作っていきたいと思っています。 指標については、既存の事業の進捗管理という意味でも、尼崎市総合計画の中に指標があり、運営部会で示している数値もありますので、工夫しながら事業評価ができるようにしていきたいと思いますので、ご意見をお願いします。
事務局	将来予測をしながら指標を決めることは、難しい面があるというのが担当の認識です。 高齢者福祉計画を意識しながら、遠い将来も見ながら考えていく必要があるので、状況を見ながら施策にあった内容で取り組みを進めていきたいと思っています。
部会長	それでは、今後の取り組みについて、本日皆様からいただいた意見を参考にしながら、検討を進めてもらえればと思います。 では、(5) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(5) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	直接的には地域包括支援センターに関係ないかもしれませんが、ケアマネジャーの確保は、喫緊の課題だと思います。 2000年に介護保険制度が始まり、第一世代のケアマネジャーは10年後には働いて

	いない可能性があります。保育士・看護師・ケアマネジャーは必要な人材で、市としても人材確保が必要になってくると思います。 他市では、その市で働けば、給付金を支給する事業をしているところもあるようですが、その辺りはいかがでしょうか。
事務局	現在、具体的に進んでいる事業はありません。 ただし、ケアマネジャーの人材不足は本市としても認識しており、ケアマネジャーの3つの職能団体と意見交換をする中で、課題の協議・検討をしている状況です。 本市だけでなく、全国的な課題だと思いますので、人材確保をどのようにしていくかということを国に要望するなど、様々な方策を考えていきたいと思っています。
部会長	福祉職の就職相談会を尼崎独自で開催したと聞きましたがいかがでしたか。
事務局	介護福祉士の復職を支援するような、潜在介護士に対する研修は以前より実施しています。 ケアマネジャーに限定したものではありませんが、先日、県の福祉人材センターと尼崎市ハローワークと共同で、介護事業所の皆様にも協力いただき、就職フェアとして、介護現場の声を聞いていただくというイベントを行いました。 介護に興味のある方や学生に通知を送り、当日35名の方に来場してもらいました。 これを単発で終わらせることなく、今後も連携して何らかの事業を行っていきたいと思っています。
部会長	介護福祉士ということですが、ケアマネジャーの確保や社会福祉士等、福祉職員の確保に向けて、知恵を絞って行政にひと頑張りしてもらえればと思います。
委員	市長との車座集会の対話の中では、主任ケアマネジャーの前にそもそもケアマネジャーの数が減っていることに関して、他市の取り組みを参考にして、近隣他市よりも尼崎市を選んでもらえるような取組をしてもらいたいと発言しました。
事務局	ケアマネジャーの3つの職能団体との意見交換の中で、統計としては尼崎市内の介護事業所に大きな動きはなく、10人程度の差はあるものの、ケアマネジャー数に大きな減少傾向にないことを確認しました。 また、訪問介護については、人員の数が上がっております。 3団体からのアンケート結果は、回答者は50代がボリュームゾーンで、高齢化が進んでいることは確かだと思います。 そのようなことを踏まえて、今後考えていく必要があると感じております。

委員	就職フェアで、潜在介護福祉士の人数は何人だったのでしょうか。
事務局	尼崎市内の潜在介護福祉士の人数についての統計を取っていません。 当日の参加者は 35 名でしたが、年齢層や現在の職業は、ハローワークで集計をしています。2 日前の開催であったこともあり、まだ報告は挙がっていません。
部会長	では、(6) その他協議事項について、事務局・委員の皆様からご発言はありますでしょうか。
委員	ボランティアを募集されていますが、目的を明確にしてもらわないと、ボランティアは集まらないため、方針を示してもらいたいと思います。
事務局	地域包括支援センターが様々な事業をする中で、ボランティアに参加してもらっていますが、現場や地域の中のニーズに合わせた会を開催してもらっていると認識しています。 地域包括支援センター側、ボランティア側、それぞれに事情があるかと思うので、市が大きな方向性を示すことは難しいと思っています。 認知症施策については、チームオレンジの皆様と一緒に考えているのが現状です。 今後も継続することは、人や予算の確保の関係もありますので、その点も考慮しながら進めていきたいと思っています。
委員	ボランティアが必要になった時に集められなくなるため、考えてやってもらいたいと思います。
部会長	本日の議題については以上となります。最後に事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	令和 6 年第 3 回地域包括支援センター運営部会については、令和 7 年 2 月～3 月の開催を予定しています。 改めて、事務局より日程調整を行いますので、よろしくお願いします。
部会長	以上をもちまして、令和 6 年第 2 回地域包括支援センター運営部会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。